

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	環境部	環境政策課	H21.2.27	長崎県大気汚染監視 テレメータシステムに 係るソフト変更業務委 託	1,890,000	神戸市灘区岩屋北町4丁目5 - 22 株式会社神鋼エンジニアリ ング&メンテナンス 代表取締役社長 田中 毅	本業務は主として時津小学校大気測定局に設置して いる自動測定器(SO ₂ 計、SPM計、NOx計)の更 新並びに同局、島原市役所大気測定局のオキシダ ント自動測定器の新設及び大村大気測定所の風向 風速計の更新に伴い、これらの機器をテレメータシ ステムと接続するためにソフトの変更を行うものであ るが、いずれもソフトの本質部分の変更が必要である ことから当該ソフトの開発者以外の対応は困難で ある。そのためソフト開発者である当該法人と契約 した。	第167条の2 第1項 第2号
2	環境部	未来環境推進課	H20.5.16	平成20年度地球温 暖化防止対策等普及 啓発事業委託	9,555,000	長崎市下西山町9 - 5 特定非営利活動法人環境カ ウンセリング協会長崎 理事長 宮原 和明	当該法人は、「地球温暖化対策の推進に関する 法律」第24条第1項の規定に基づいて、知事が長崎 県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した 特定非営利活動法人である。 上記の指定は地球温暖化の防止に寄与する活動 の促進を図ることを目的に設立された法人のうち、 同条第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うこ とができると認められるものとして、都道府県で1箇 所に限って指定できることと規定されている。また、 指定にあっては、知事が公募を実施し、有識者等 による評価委員会で厳正な審査が実施された。 よって、当該指定を受けていない者に当該業務を 委託することは同法の趣旨からして適当でないた め。	第167条の2 第1項 第2号
3	環境部	未来環境推進課	H20.7.14	「長崎県未来につな がる環境を守り育てる 条例」テレビスポット制 作・放送業務委託契 約	2,000,000	長崎市金屋町1 - 7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 金子源吉	「プルボーザル方式による相手方の決定」 ・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を 放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待で ける県内の民放放送局4社を競争参加者として、説 明会を実施した。 ・同上の4社から企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、(株)テレビ長崎(KT N)の企画が採択されたため、同社と契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
4	環境部	未来環境推進課	H20.9.1	地球温暖化対策等の 新聞広告掲載業務	1,500,000	長崎市茂里町3番1号 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 松平和夫	「地球温暖化対策」を県民に広くお知らせするため、 県下全域を発行エリアとし、発行部数が多く、今回 の環境企画でより効果的に普及啓発が可能な「長 崎新聞」に掲載することが適当であり、目的のサー ビスを調達できる業者として特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	環境部	未来環境推進課	H20.9.1	平成20年度みんなで 学び実践する「まちエ コ講座」モデル事業 島原半島ジオパーク 推進業務	1,500,000	島原市平成町1番1号 島原半島ジオパーク推進連 絡協議会 会長 島原市長 吉岡庭二郎	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ホームページに掲載する等して、公募した結果、11 団体から事業の提案があったが、審査会を経て、そ のうち優れた提案のあった5団体の応募事業が採 択され、応募団体と当該応募事業の実施について 契約した。	第167条の2 第11項 第2号
6	環境部	未来環境推進課	H20.9.8	平成20年度みんなで 学び実践する「まちエ コ講座」モデル事業 BDF精製用家庭廃食 油回収システムと環 境のまちづくり構築業 務	1,500,000	長崎市網場町536 長崎総合科学大学 地域科学研究所 所長 宮原和明	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ホームページに掲載する等して、公募した結果、11 団体から事業の提案があったが、審査会を経て、そ のうち優れた提案のあった5団体の応募事業が採 択され、応募団体と当該応募事業の実施について 契約した。	第167条の2 第11項 第2号
7	環境部	未来環境推進課	H20.9.12	平成20年度みんなで 学び実践する「まちエ コ講座」モデル事業 自治会単位の環境マ ネジメントシステム構 築業務	1,500,000	長崎市宿町3番1号 長崎総合科学大学 人間環境学部 学部長 プライアン・パークガ フニ	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ホームページに掲載する等して、公募した結果、11 団体から事業の提案があったが、審査会を経て、そ のうち優れた提案のあった5団体の応募事業が採 択され、応募団体と当該応募事業の実施について 契約した。	第167条の2 第11項 第2号
8	環境部	未来環境推進課	H20.9.12	平成20年度みんなで 学び実践する「まちエ コ講座」モデル事業 かんたん！きれい！ みんなで取り組む海 岸保護・清掃活動体 制構築業務	1,500,000	長崎市花園町2番4号 NPO法人長崎ビーチサービ ス代表理事 草原達也	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ホームページに掲載する等して、公募した結果、11 団体から事業の提案があったが、審査会を経て、そ のうち優れた提案のあった5団体の応募事業が採 択され、応募団体と当該応募事業の実施について 契約した。	第167条の2 第11項 第2号
9	環境部	未来環境推進課	H20.9.8	平成20年度みんなで 学び実践する「まちエ コ講座」モデル事業 「雲仙」環境の街づくり 支援業務	1,500,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 齋藤 寛	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ホームページに掲載する等して、公募した結果、11 団体から事業の提案があったが、審査会を経て、そ のうち優れた提案のあった5団体の応募事業が採 択され、応募団体と当該応募事業の実施について 契約した。	第167条の2 第11項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	環境部	未来環境推進課	H20.11.14	「みんなで止めよう温暖化」テレビスポット制作・放送業務委託	2,200,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者として、説明会を実施した。 ・同上の4社から企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、長崎放送(株)の企画が採択されたため、同社と契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
11	環境部	未来環境推進課	H21.2.23	「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づくごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定及び違反者に対する罰則適用にかかるテレビスポット制作・放送業務委託契約	2,000,000	長崎市茂里町3番2号 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	【プロポーザル方式による相手方の決定】 ・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者として、説明会を実施した。 ・同上の4社から企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、長崎文化放送(株)(NCC)の企画が採択されたため、同社と契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
12	環境部	水環境対策課	H20.5.1	長崎県大村湾南部浄化センター下水汚泥(脱水ケーキ)収集運搬及び処分業務委託	【単価契約】 @16,065(産廃税抜、消費税等込) × 2,000t(予定数量) = 32,130,000	東彼杵郡川棚町三越郷51番地2 ハラサンギョウ 株式会社 代表取締役 原 辰男	前年度までは競争入札に付したうえでの契約であったが、今年度の競争参加資格者の名簿には一者のみが登載される結果となり、競争参加資格委員会での了承のもと、当該資格者との一者見積随意契約を行ったものである。	第167条の2 第1項 第2号
13	環境部	水環境対策課	H20.5.28	大村湾南部流域下水道幹線流量計点検業務委託	1,407,000	長崎市稲佐町3番3号 株式会社 システック井上 代表取締役 井上 達	幹線流量計のPBフリューム式は、下水道独特のものであり、その点検には特殊な技術を必要とし、横河電機(株)社製である当該機器を保守点検できる業者は、県内に同社以外にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	環境部	水環境対策課	H20.6.16	長崎県大村湾南部浄化センター電気設備保守点検業務委託	4,914,000	福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 常務取締役九州本部長 税所 篤行	電気設備(中央監視装置及び遠方監視装置)は、下水処理場の運転状況を管理しているコンピュータシステムの中で最も重要な機器であり、その保守点検には、設備内容及び機器の特性の熟知及び劣化状況を正確に把握し、的確な判断のもとに設備能力を維持できる技術が必要である。 三菱電機(株)が独自に開発した当該システムの保守点検は、機器に精通した関連会社である同社が専属的に行っているため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	環境部	水環境対策課	H20.7.25	20単下維第13号大 村湾南部流域下水道 に係る技術的援助(包 括的民間委託等導入 支援)	2,110,000	東京都新宿区四谷三丁目3 番1号 日本下水道事業団 理事長 澤井 英一	(1)日本下水道事業団(J S)は、日本下水道事業団 法による「地方共同法人」として、あらゆる民間業者 系列から独立した中立性が確保できており、自治体 の下水道事業をサポートする唯一の信頼できる公 的機関である。 (2)本件包括的民間委託導入の制度設計は機密保 持が大前提であるが、J Sは地方共同法人として、 各種法令等(入札・契約制度も含む)にも精通し、外 部に情報が漏れる心配がない。 (3) 全国の事例等を集積した情報力 下水道事業に特化した各分野(技術面のみなら ず経営診断も)の専門スタッフを数多く擁する 下水道事業計画策定等代行での数多くの実績 これらのことから、その高い専門性及び職務遂行能 力に信頼がおける。	第167条の2 第1項 第2号
16	環境部	水環境対策課	H20.8.22	大村湾南部流域下水 道幹線流量計(諫早- 4)圧力発信器整備	1,417,500	長崎市稲佐町3番3号 株式会社 システック井上 代表取締役 井上 達	幹線流量計のPBフリューム式は下水道独特のも のであり、その整備、修繕には特殊な技術が必要と する。横河電機(株)社製である当該機器に対応でき る業者は、当該機器マニュアルを有するメーカー代 理店等に限られ、県内に同社以外にはない。よっ て、同社との一者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
17	環境部	水環境対策課	H20.10.30	長崎県大村湾南部浄 化センタ-遠心脱水 機装置整備	12,600,000	福岡市博多区博多駅中央街 8番27号第16岡部ビル6階 三菱重工環境エンジニアリン グ株式会社 九州支店 支店長 田中 和則	当該遠心脱水機は、遠心力を利用して下水汚泥 の脱水を行う装置で、汚泥を高速回転する分離胴に 投入し、短時間で固液分離を行う。このため、特に 回転部の磨耗、変形及び腐食等が懸念され、定期 的な整備が必要とされる。この整備には、装置及び 機器の構造・特性等を熟知し、劣化状況等を的確に 判断でき、装置の性能を維持できる能力が求められる。 三菱重工工業(株)が製作した当該装置の整備 は、当該装置に精通した関連会社である当該業者 が専ら行っており、当該装置整備に係る固有のマ ニュアル及び必要不可欠な三菱製の交換部品等を 入手できる同社以外では実質的に満足な整備は不 可能である。よって、同社との一者見積による随意 契約によることとした。	第167条の2 第1項 第2号
18	環境部	水環境対策課	H20.11.14	大村湾南部流域下水 道に係る技術的援助 (包括的民間委託入札 及び契約等支援)に関 する協定	3,517,500	東京都新宿区四谷三丁目3 番1号 日本下水道事業団 理事長 澤井 英一	民間コンサルタントでの実績が少なく、当該案件に 期限内に対応できる業者が見受けられなかったこと から、その高い専門性、機密保持の信頼性及び業 界の系列外にある中立性等に鑑み、当事業団との 委託協定によることとした。なお、国土交通省は包 括的民間委託の導入に際しては、特に当事業団の 実名を挙げ、必要に応じて、その技術的支援を受け よう通知している。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、財産の買入れ 160万円、物件の借入れ 80万円、財産の売払い 50万円、物件の貸付け 30万円、100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	環境部	自然環境課	H20.4.1	平成20年度仁田峠インフォメーションセンターの利用及び管理に関する業務の委託	1,080,000	雲仙市小浜町雲仙320 (社)雲仙観光協会 会長 石田直樹	受託者は雲仙温泉街に事務所を置き、観光客に対する観光情報の提供を行っており、同様に仁田峠インフォメーションセンターにおいて観光情報提供業務を行える法人は他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
20	環境部	自然環境課	H20.4.1	仁田峠循環自動車道路使用料収納事務等委託	14,979,418	雲仙市小浜町雲仙320 (社)雲仙観光協会 会長 石田直樹	仁田道路は雲仙観光の中核をなす施設であり、当業務の受託者には観光客に対する随時、適宜の対応が求められる。当協会は雲仙観光の振興を担う団体で、観光客に対する対応、関係機関との連携に熟知しており、また、公金を取り扱うため公共的性格を有する団体であることが望ましいため。	第167条の2 第1項 第2号
21	環境部	自然環境課	H20.4.1	平成20年度「対馬の森」管理運営業務委託	2,500,000	東京都台東区下谷3丁目10-10 (財)自然環境研究センター 理事長 多紀保彦	管理運営については、施設及び展示物の維持管理のみではなく「対馬自然の森」を訪れる利用者に対する自然解説を行うと共にツシマヤマネコ等野生生物に関する調査及び資料収集等を行う必要があるため、野生生物に専門的知識を有する専門員を有し一般企業のような利潤を追求しないため安価な価格で委託が可能。ことにツシマヤマネコに関しては環境省から長年にわたり生息状況調査等を業務を請け負い国内で受託者よりも専門知識を有する団体はほかに見当たらないため。	第167条の2 第1項 第2号
22	環境部	自然環境課	H20.4.1	平成20年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	4,000,000	諫早市貝津町3031 長崎県獣医師会 会長 竹下正興	県北地域を除く地域においては、長崎県獣医師会のある諫早市に救護センターを設置しており、動物医療に関する資格と専門的知識及び技術をもった会員(獣医師)を県下全域に有する公益法人であり、本事業を遂行するうえで適正かつ迅速な救護ができ、実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
23	環境部	自然環境課	H20.4.1	平成20年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	2,000,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長(亜熱帯動植物園)	県北地域においては亜熱帯動植物園の敷地内にレスキューセンターを設置しており、多種多様な鳥獣を飼育し、傷病野生鳥獣の処置方法など専門的知識及び技術を有する職員が配置されており適正かつ迅速な救護ができ実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：環境部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	環境部	自然環境課	H20.4.9	雲仙公園内公衆便所 及び島原振興局雲仙 駐在庁舎清掃委託	1,617,000	雲仙市小浜町雲仙320 (財)自然公園財団雲仙支部 所長 君野昌二	左記財団は国立公園の美化管理及び啓蒙普及に 従事する全国組織で、常時、雲仙国立公園内で美 化活動を行っており、観光シーズン等緊急に公衆ト イレの清掃が必要となる事が多く、そうした際に迅速 な対応が可能である。また、雲仙地区には同業者も いなく見積業者が特定され、本契約の履行が可能 な唯一の者である。	第167条の2 第1項 第2号
25	環境部	自然環境課	H20.5.22	平成20年度対馬地 区ネコ適正飼養推進 事業業務委託	2,000,000	諫早市貝津町3031 長崎県獣医師会 会長 竹下正興	動物医療、適正飼養に精通した者への委託が必要 である。また、受託者は対馬地区ネコ適正飼養推進 連絡協議会の事務局を担当しており、適正かつ迅速 な事務ができ実績も十分評価されるため。	第167条の2 第1項 第2号
26	環境部	自然環境課	H20.7.25	平成20年度ながさ きの希少な野生動植物 改訂業務委託	3,750,000	長崎市文教町1-14長崎大 学教育学部生物学教室 内 野生生物研究会 会長 中西弘樹	本業務の実施には県内の野生動植物の生息・生育 状況等について熟知していることが必要である。受 託者には長崎県生物学会に在籍する者が多く、会 員はそれぞれの分野で専門的知見及び調査技術を 有し、限られた期間で調査結果を出すためには、各 会員のこれまで蓄積した経験や調査データが必要と し、他に県内の野生生物に関する情報を持った者は なく、本事業を遂行するうえで必要不可欠の団体で あるとともに、県内には他に本業務を遂行できる団 体はいない。また、受託者は平成12年度の作成作 業に関わった者が多く、野生動植物の現状について 当時との比較ができ、正確な調査結果を得ることが できる。なお、受託者は非営利団体であり、一般企 業のような利潤を追求しないため安価な価格での委 託が可能であるため。	第167条の2 第1項 第2号